

ノロウイルス にご注意を



ノロウイルスによる感染性胃腸炎が全国的に流行しています。ノロウイルスは冬季に強い感染力があり、乳児から高齢者まで幅広く感染します。

ノロウイルス感染症の症状突然の嘔吐、下痢が主な症状で、高齢者や乳児は重症化することがあります。感染から発症まで24〜48時間で、症状は1〜2日で治癒します。感染した場合は、水分を少量ずつ摂取するなどして脱水に気を付けましょう。

感染経路
○ノロウイルスに汚染された食品からの感染
○感染した人の便や嘔吐物、それらに汚染された物(ドアノブ・おむつなど)を触った手から口に入る2次感染

予防のポイント
○予防の基本は手洗いです。食事前やトイレ後は、せっけんでしっかりと手を洗いましょう。

○嘔吐物や便は、正しく処理しましょう。

処理の方法
①使い捨てマスク、手袋を着用します。

②ぞうきんやペーパータオルで嘔吐物などを拭き取り、ビニール袋などに密封し捨てましょう。

③嘔吐物などがあつた箇所と周囲を、塩素系消毒液に浸したぞうきんなどで広めに拭いてください。

消毒液の作り方
市販の塩素系漂白剤を左記のように薄めて使います。

用途	漂白剤(塩素濃度5%の場合)
ドアノブ、調理器具など(濃度0.02%)	500mlの水に対して2ml
高濃度に汚染された場所や物(濃度0.1%)	500mlの水に対して10ml

問い合わせ先
健康づくり課健康管理係
☎21111(内線242)

個人市民税・県民税の

寄付金税額控除が拡充されました

長野県および市では、民間公益活動の推進を図るため、税額控除の対象となる寄付金を拡大しました。

これにより、個人の方が対象となる寄付を行った場合には、寄付者の個人市民税・県民税の税額から一定額が控除されます。

※平成24年1月1日以降に支出された寄付金から適用されます。

控除対象となる寄付

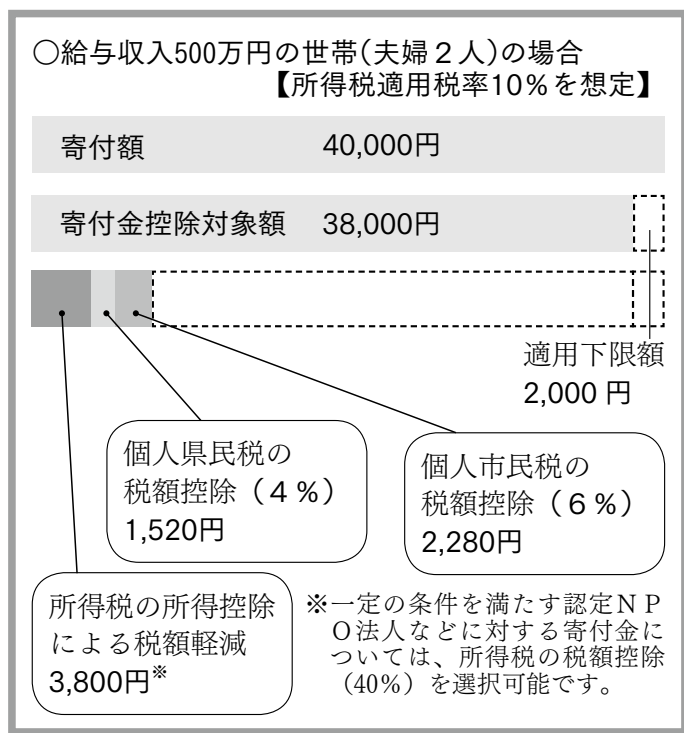
○所得税の寄付金控除対象である法人のうち、県内に事務所または事業所を有するものに対する寄付金：独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人(特定公益増進法人の証明を受けた法人に限る)、社会福祉法人、更生保護法人など

個人市民税・県民税の寄付金税額控除を受けるためには、寄付をした翌年の3月15日までに、寄付金受領証明書を添付して、所得税の確定申告を行う必要があります。

管する認定特定公益信託に対して支出された金銭



▼税額控除の計算例



問い合わせ先
長野県税務課総務係
☎026(235)7046
長野県ホームページ
<http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/zeimu/siteikitukin/>
市役所税務課課税係
☎21111(内線225)

公的年金受給者で 確定申告の提出が不要となった方へ

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告が不要となりました。

なお、この場合であっても所得税の還付を受ける方、または確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける方は、確定申告書の提出が必要です。

公的年金等の収入金額（2か所以上ある場合はその合計額）が、400万円以下ですか？

はい

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下ですか？

はい

所得税の還付を受ける方、または確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける方ですか？

いいえ

はい

確定申告が **必要** です

いいえ

いいえ

確定申告は **不要** です

ただし、次の場合は、住民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

- 額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合（市へ給与支払報告書が提出されている給与収入に係る所得を除く）
- 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除に変更や追加がある場合

問い合わせ先 市役所税務課課税係 ☎（22）2111（内線225）

▼関東信越税理士会信濃中野支部（敬称略）

氏名	電話	所在地
神田 厚夫	(22)5383	西条1064
神田 治典	(22)5383	西条1064
黒岩 俊隆	(24)1116	岩船345-6
小林 俊文	090(2532)7038	田上985
高坂 亀美雄	(26)1057	中央1-4-25
高橋 信雄	(26)5088	中野1509-6
中山 幸利	(23)5861	中央1-9-19
西澤 秀夫	(22)2329	新保672
平原 富雄	(24)7015	一本木321-1
廣瀬 芳男	(38)9122	西条408-18
丸谷 弘幸	(22)7117	草間631-1
宮崎 徳治	(26)0252	吉田1119-20
望月 勉	(26)7664	間山577
湯本 恭弘	(22)2138	中央2-4-18
吉越 秀樹	(24)7130	草間1860-4
渡辺 清春	(26)6688	三ツ和1068-5
渡辺 正昭	(26)4724	三ツ和315

対象となる方

受付時間
午前9時30分～午後4時

開催日
2月6日(水)

関東信越税理士会信濃中野支部では、左表の名簿に掲載した税理士事務所において、次のとおり税務相談および納税申告書の作成相談を無料で行います。

問い合わせ先
市役所税務課課税係
☎(22)2111（内線225）

相談を希望される方は、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出掛けください。

- 年金受給者で確定申告が必要な方
- 給与所得者で医療費控除を受けようとする方
- 年の途中で退職した方

税理士による
年金受給者
給与所得者

無料
税務相談